

(イ) 積立金額

区 分	金額 (千円)	算 定 基 礎
通常補てん 積立金	<u>3,962,016</u>	当年度第3四半期～第4四半期当 初契約数量×1,200円/トン
新規加入者に係る 別途納付金	<u>21,714</u>	<u>16,703.31</u> トン(確定数量) × 1,300円 (決定単価)
合 計	<u>3,983,730</u>	

ただし、補てん金の発動状況および、原料の需給見通しによっては、関係機関への申請や協議の上、評議員会および理事会の議決を経て、積立金の減額や、納入を免除する。

また、全日基および畜産基金と、減額幅や期間を協議し、財源格差の縮小に努める。

(ウ) 異常補てん積立金

国が、異常補てん準備財産の造成のために、飼料機構に補助金を交付した場合、農林水産省生産局長が定め、飼料機構が契約数量に応じて按分した額を、契約会員(全農)から徴収した上で飼料機構に納入する。

現時点では国の飼料機構への補助金交付予定はないため0円とする。

オ. 配合飼料価格差補てん金の交付

(ア) 通常価格差補てん金

次年度への繰越金額が、基本契約期間内の1年分の積立金相当額となるよう逆算し17,832,114千円とする。

(イ) 異常価格差補てん金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けたときに、契約会員(全農)に異常価格差補てん金を交付する。

現時点では輸入原料価格の著しい高騰が認められないため0円とする。

カ. 基金間移動

(ア) 移動申請書を他基金と照合し、承認・不承認を決定する。

(イ) 加入生産者のトン当たりの平均持分単価に移動数量を乗じ、他基金と精算する。

(3) 会費

契約会員(全農)が、32,526,500円(当初年間契約数量トン当たり5円、百円未満切捨)を令和2年9月末までに納入する。

(4) 適正な事務の推進

ア. 会員等が開催する研修会に出席し、制度の周知と適正な事務の遂行をはかる。

イ. 単協等の契約事務の実態調査を行い、制度及び事務の改善に資する。

ウ. 必要に応じて事務処理要領を見直し、事務の円滑な遂行に資する。